

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、評価・検証を行うほか、計画終了年次（令和7年度）に事後評価を行うこととします。

また、要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証することとします。